

# 日本消費者政策学会 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は日本消費者政策学会 (Japan Association for Consumer Policy) と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務局は、理事会の定める所に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、消費者政策の研究者および消費者政策に携わる実務家他、消費者政策に関心を有する者相互の連携と協力を促進し、この分野の研究発表や情報交換の場を提供することを通じ、学問の発展及び実務に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

1. 研究会、講演会、シンポジウムの開催
2. 電子ジャーナルによる研究成果の発表
3. 必要に応じての部会の開催
4. 顕著な功績を上げたものに対する顕彰
5. その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、消費者政策およびそれに関連する諸領域に関する学術的調査・研究並びに実践的活動に従事する者またはそれらに関心を持つ者とする。

2 前項に定める会員は次のいずれかとし、これらの会員をもって本会は組織される。

1. 正会員 本会の目的に賛同して入会した研究者、消費者政策に携わる実務家
2. 準会員 本会の目的に賛同して入会した一般個人、大学院生および研究生
3. 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業に寄与すると認められる法人その他の団体または個人

(入会)

第6条 本会への入会手続きは、次の各号に定める通りとする。

1. 正会員、準会員及び賛助会員としてこの学会への入会を希望する者は、本学会のホームページを通じて、入会申込書に必要事項を記入し、正会員の推薦を得て、会長へ申し込むものとする。
2. 会長は、前号の規定による入会申込みがあったときは、理事会の承認を得て、これ

を認めるものとする。

3. 会員は、入会申込み時の届出事項に変更が生じたときには、速やかに学会所定の変更届に必要事項を記入し、事務局へ届け出るものとする。

(退会、休会及び除名)

第7条 本会における退会、休会および除名は次のとおりとする。

1. 本会を退会しようとする会員は、本学会ホームページを通じて、退会申込書を会長に提出することにより退会できる。
2. 病気、海外勤務等により1年以上学会活動に参加できない者は、理事会の決議により休会することができる。
3. 継続して3年以上会費を滞納した会員は、原則として会員の資格を失う。
4. 会員が本会の名誉を汚す行為を行った場合、理事会の決議を経て、当該会員を除名することができる。

(会費)

第8条 会員は次のとおり会費を納めなければならない。

1. 正会員 1人年額 3,000 円
  2. 準会員 1人年額 無料
  3. 賛助会員 1口年額 10,000 円
- 2 前項第1号および第3号に定める会費は、当該年度の7月末日までに納入しなければならない。
  - 3 第6条第1項第2号の規定により、この学会への入会が認められた新入会員の会費は、入会年度分から徴収する。ただし、理事会において別の定めをした場合は、この限りでない。

(会員の権利)

第9条 会員は、本会が主催する研究発表会等において研究発表、調査・活動報告等を行うことができる。

- 2 会員は、本会が発行する学会誌に投稿することができる。
- 3 会員は、本会が開催する大会、研究発表会、講演会、シンポジウム、セミナー等に参加することができる。
- 4 会員は、学生の教育を目的として、前項の大会等に学生を参加させることができる。

(会費滞納者の権利停止)

第10条 第8条第1項で定める会費を当該年度末までに納入しない(以下「滞納」という。)

会員については、会費を滞納した次年度以降について前条第1項から第4項までに定められた会員の権利を停止することができる。ただし、理事会が会費を滞納したことに関して特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項本文で規定する会費滞納者の権利停止については、当該会員が滞納している会費の全額および当該年度の会費を納入したときには、その権利が回復される。

## 第4章 役員等

### (役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

1. (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名以内
  - (3) 理事
  - (4) 監事
2. 会長および副会長は、理事によって互選される。
  3. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
  4. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときその職務を代行する。
  5. 理事および監事は、理事会の協議により選出し、総会の承認を経て決定する。
  6. 理事は理事会を組織し、この会則の定めおよび会員総会または理事会の議決に基づき会務を執行する。

### (役員任期・補充)

第12条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。役員に欠員が生じたときは、それぞれの選出方法に準じて速やかに補充するものとする。任期途中で補充された役員任期は先任者の残任期間とする。

### (顧問)

第13条 理事会の議決を経て、顧問をおくことができる。

1. 顧問任期は2年とし、再任を妨げない。

### (幹事)

第14条 幹事は、正会員の中から会長が委嘱する。幹事は、理事会に必要なに応じて陪席できるものとし、学会運営にともなう諸業務を行う。

## 第5章 会員総会

### (設置および構成)

第15条 本会に会員総会を置く。

- 2 前項に定める会員総会は通常総会および臨時総会とする。
- 3 臨時総会は、必要があるとき、会長がこれを招集する。
- 4 会員総会は、正会員をもって構成し、第5条2項1、2、3号会員は総会に出席し意見を述べるができる。
- 5 総会の議長は、会長がこれにあたる。

### (権限)

第16条 会員総会は次の事項を審議し、議決する。

1. この学会の活動の基本方針に関する事項
2. 事業計画および活動予算に関する事項
3. 事業報告および活動決算に関する事項
4. 重要な財産の処分に関する事項
5. 地方支部の設置、統合または解散に関する事項
6. 会費および入会金の額に関する事項
7. 役員の選任または解任に関する事項
8. 会則の変更に関する事項
9. 前各号に定めるもののほか、この学会の目的を達成するために必要と認められる重要な事項

(議決)

第17条 会員総会の議事は、出席した正会員の過半数の賛成をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(表決権等)

第18条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない事由により会員総会に出席できない正会員は、書面等により他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

## 第6章 理事会

(設置および構成)

第19条 本会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、第11条第1項第一号に定める理事をもって構成し、この会則で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。
  1. 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
  2. 理事会が必要と認めるときは、理事会の構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(権限)

第20条 理事会は、この会則で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

1. 事業計画および活動予算の軽微な変更に関する事項
2. 軽微な財産の処分に関する事項
3. 役員の職務に関する事項
4. 日本消費者政策学会賞受賞者の決定に関する事項
5. 本会の組織および運営に関する事項
6. 会員総会に附議すべき事項

7. 会員総会で議決した事項の執行に関する重要な事項
8. 前各号で定めるもののほか、会員総会の議決を要しない会務の執行に関する重要な事項

(理事会の招集および定足数)

第21条 理事会は、会長が招集し、理事会構成員の過半数の出席をもって成立する。

(議長)

第22条 理事会の議長は、会長またはその指名する理事がこれにあたる。

(議決および持回り議決)

第23条 理事会出席者の2分の1以上の者の賛同が得られた場合に議決することができる。可否同数のときは、議長の決するところとする。

- 2 緊急を要する事項について、会長から全理事に書面等により通知し、賛否を求めた場合は、書面等による理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の議決とすることができる。

(表決権等)

第24条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない事由により理事会に出席できない理事は、書面等により他の理事を代理人として表決を委任することができる。

## 第7章 事務局

(事務局)

第25条 本会に、会務を処理するため、事務局を置く。

- 2 前項に定める事務局は、会長が指定する場所に置く。

(事務局員)

第26条 事務局には、事務局長を置くほか、必要に応じて事務局補佐および事務局員を置くことができる。

- 2 事務局員は、会長がこれを委嘱し、会務を処理する。
- 3 事務局の組織および運営に関し必要な事項については、理事会の議決を経て、会長が別にこれを定める。

(表彰)

第27条 本会は、第3条に定めるこの学会の目的を達成するため、消費者政策に関する優れた研究または消費者利益に資する取組に対して顕著な功績が認められる会員に日本消費者政策学会賞を授与し、これを表彰する。

(学会賞の種類)

第28条 前条の規定による学会賞は、「樋口一清賞」、「日本消費者政策学会賞」の2種とする。

(授賞規程の制定)

第29条 第27条に定める学会賞の授与に関し必要な事項については、理事会の議決を経て、会長が別にこれを定める。

## 第8章 資産、会計および事業年度

(資産の構成および管理)

第30条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 会費
2. 助成金および寄附金品
3. 財産から生じる収益
4. その他の収入

2 前項に定める資産は、会長が管理する。

(事業計画および予算)

第31条 本会の事業計画およびこれに伴う活動予算は、会長が作成し、理事会の議決を経て、会員総会に諮り、その承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度途中における軽微な変更については、理事会の議決を経て、これを行うことができるものとする。

(事業報告および決算)

第32条 本会の事業報告書および活動決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、会員総会に諮り、その承認を得なければならない。

2 決算上余剰金が生じたときは、これを次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第33条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第9章 雑則

(その他)

第34条 本会則に定める他、本会の運営上の必要な事項については、理事会の協議を経て会長が定めるものとする。

附則 (略)

2018年11月10日 制定

2023年 7月1日 改正